

## 公表する項目の測定頻度と基準

## 焼却施設の排ガス測定 の頻度と基準

項目	維持管理基準の項目	測定頻度	基準
炉内等の燃焼温度	・燃焼中の燃焼ガスの温度	連続測定	燃焼室中の燃焼ガス温度を800 以上 (PCB廃棄物の焼却施設は1200 以上)
	・集じん器に流入する燃焼ガスの温度	連続測定	おおむね200 以下
	・排ガス中の一酸化炭素濃度	連続測定	100ppm以下
排ガスの測定結果	・排ガス中のダイオキシン類の濃度	年1回以上	処理能力に応じ基準あり
	・排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化物, ばいじん塩化水素, 窒素酸化物に係るもの)	6月に1回以上	

## 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設排ガス測定 の頻度と基準

項目	内 容	測定頻度	基準
炉内の燃焼温度等	・溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度 (直接, 溶融炉内の温度測定が可能であれば, その温度)	連続測定	1500 以上
排ガスの測定結果	・排ガス中の石綿の濃度 ・必要な破碎を行う場合の集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度	6月に1回以上	
溶融処理生成物の状況	・溶融処理生成物の基準適合状況	6月に1回以上	

## 最終処分場の放流水等検査の頻度と基準

項目	内 容	測定頻度	基準
放流水等の水質検査	・周縁地下水(2か所以上)の水質検査		
	地下水等検査項目(重金属等)(管理型, 安定型)	年1回以上	基準省令別表2
	電気伝導度, 塩化物イオン(管理型)	月1回以上	
	・放流水(浸出液処理設備で処理後)の水質検査(管理型)		
	排水基準等項目(重金属等)	年1回以上	基準省令別表1
	水素イオン濃度, BOD, COD, 浮遊物質量及び窒素含有量(環境大臣が定める海域, 湖沼に流入する水域に排出されるものに限る)	月1回以上	
	・浸透水の水質検査(安定型)		
残余容量	地下水等検査項目(重金属等)(安定型)	年1回以上	基準省令別表2
	BOD 又は COD, 電気伝導度, 塩化物イオン(安定型)	月1回以上	BOD: 20mg/ COD: 40mg/
残余容量	・残余の埋立容量(管理型, 安定型)	年1回以上	